

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 廃物と認定することが困難な放置自動車の処分等

航空企画推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

〃

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

〃

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

○ 指定介護老人福祉施設の指定

長寿社会課

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

〃

○ 指定居宅介護支援事業者の指定

〃

○ 指定確認検査機関の指定の一部改正

建築指導課

### 【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

○ 〃

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

建築指導課

## 目次

担当課（室）

○ の完了

〃

〃

### 【選挙管理委員会】

○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

選挙管理委員会

（県例規集登載）

### 【公安委員会】

○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施

生活安全企画課

〃

〃

◎岡山県告示第二百七十九号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車について次のとおり告示する。

平成二十七年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び自動車登録番号

種類及び名称	形状及び数量	自動車登録番号
小型乗用自動車 シボレー	箱型 一台	岡山五〇一も一一九七

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成二十七年三月十六日

三 放置自動車が放置されている場所

岡山市北区日応寺一二七七（岡山空港駐車場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一に掲げる放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県岡山空港管理事務所総務課

岡山市北区日応寺一二七七

電話番号 ○八六一二九四一五五五〇

◎岡山県告示第二百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称	所在地	指定年月日
訪問看護リハビリテーションしん	玉野市長尾七五九一ー一〇五	平成二十七年六月一日
医療法人三水会田尻病院	美作市明見五五〇一ー	平成二十七年六月一日
医療法人和陽会まび記念病院	倉敷市真備町川辺二〇〇〇一ー	平成二十七年六月一日

◎岡山県告示第二百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十七年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

はりがや小児科

倉敷市水江一五九九―九

平成二十七年六月一日

◎岡山県告示第二百八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年六月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関 名 称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
医療法人社団清和会笠岡第一病院	笠岡市横島一九四五	整形外科	平成二十七年六月一日
つくし薬局	総社市中央三一一一〇一	調剤	平成二十七年六月一日
久安薬局	井原市七日市町五四三	調剤	平成二十七年六月一日
ロマン薬局	小田郡矢掛町矢掛二五五八一七	調剤	平成二十七年六月一日
クローバー薬局富岡店	笠岡市富岡二五六一一〇	調剤	平成二十七年六月一日

◎岡山県告示第百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十七年六月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
ソーク薬局用吉店	玉野市用吉一六七六一七	調剤	平成二十七年六月一日
はるかぜ薬局	笠岡市笠岡五六二八―三四	調剤	平成二十七年六月一日

◎岡山県告示第二百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年六月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	辞退年月日
有限会社イシマル薬局	井原市井原町二九一―一	調剤	平成二十七年二月十八日
きたぞの薬局河辺店	津山市河辺七六九―一	調剤	平成二十七年三月三十一日
ロマン薬局	小田郡矢掛町矢掛二五五八―七	調剤	平成二十七年三月三十一日
河上薬局	高梁市成羽町下原二一〇五―六	調剤	平成二十七年四月七日

◎岡山県告示第二百八十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成二十七年六月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び開設場所

1 名称

特別養護老人ホームさくら木

2 開設場所

岡山県赤磐市河本四八八番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人優風会

2 所在地

岡山県赤磐市河本四八八番地一

三 指定年月日

平成二十七年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一三三九

五 サービスの種類

介護老人福祉施設

一 施設の名称及び開設場所

1 名称

特別養護老人ホーム和気えんじゅの里

2 開設場所

岡山県和気郡和気町衣笠八三四番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人昭友会



2 所在地

岡山県岡山市中区祇園五四一―一

三 指定年月日

平成二十七年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇七八四

五 サービスの種類

介護老人福祉施設

◎岡山県告示第二百八十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十七年六月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護ステーションさくら木

2 所在地

岡山県赤磐市河本四八八番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人優風会

2 所在地

岡山県赤磐市河本四八八番地一

三 指定年月日

平成二十七年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三六二二九〇一〇二

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ショートステイさくら木

2 所在地

岡山県赤磐市河本四八八番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人優風会

2 所在地

岡山県赤磐市河本四八八番地一

三 指定年月日

平成二十七年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一三四七

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

短期入所生活介護和気えんじゅの里

2 所在地

岡山県和気郡和気町衣笠八三四番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人昭友会

2 所在地

岡山県岡山市中区祇園五四一―一

三 指定年月日

平成二十七年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇七九二

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

◎岡山県告示第二百八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十七年六月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所こうもと

2 所在地

岡山県真庭市下河内三一四―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福寿会

2 所在地

岡山県倉敷市藤戸町藤戸一五八〇

三 指定年月日

平成二十七年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三四〇一二一九

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

有限会社いちばん館ケアプランセンター

2 所在地

岡山県津山市野村三一五番地六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社いちばん館

2 所在地

岡山県津山市野村三一五番地六

3 指定年月日

平成二十七年六月一日

4 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二一一三

5 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所のどか

2 所在地

岡山県津山市神戸二六二一一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社のどか宅老所

2 所在地

岡山県津山市下高倉西五四四一一

三 指定年月日

平成二十七年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二一一一

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護相談センターさくら木

2 所在地

平成27年6月2日 岡山県公報 第11690号

岡山県赤磐市河本四八八番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人優風会

2 所在地

岡山県赤磐市河本四八八番地一

三 指定年月日

平成二十七年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一三二一

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第二百八十八号

平成二十二年岡山県告示第七百五十六号（指定確認検査機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

四の項中「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令」を「建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令」に改め、「第十五条第一号」の下に「、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号」を加える。

〔二〇六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十七年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鷺羽山の景観を考える会

三 代表者の氏名

楠本新太郎

四 主たる事務所の所在地

倉敷市下津井田之浦一番二

五 定款に記載された目的

この法人は、美しい瀬戸内海にいだかれた、鷺羽山を訪れる人々のため、景観の保護、環境の保全、清掃活動を推進する。各種団体及び市民と連携し、観光発展の支援・PRや文化事業の振興、健康福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類



〔二〇七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十七年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ヘルパーステーション・サンフレール

三 代表者の氏名

山本麻里乃

四 主たる事務所の所在地

倉敷市児島赤崎三丁目八番四七号サンフレールB1e

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業等を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的、特定非営利活動に係る事業の種類、主たる事務所の所在地、役員に関する事項及び会議に関する事項

〔二〇八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字荒神後四〇八一三三、四〇八一三九、四〇八一四六、字鋸先キ四

二七一―一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中帯江四一―一（B―一〇二）

藤澤 洋介

藤澤 教代

三 許可番号

岡山県指令建指第二六号

〔二〇九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音三因字鋳物師谷九〇二―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一三〇七一―セジュール平成A一〇一号室

山西 裕士

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇号

〔二一〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字中尾四九七―三、四九七―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

山口県山口市小郡大江町七―四―九〇五号（マンション山本参番館）

竹林 信博

三 許可番号

岡山県指令建指第三三七号

◎岡山県選管告示第四十四号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

表病院の項中「岡山市北区天瀬六一〇」を「岡山市北区北長瀬表町三一二〇―一」に改める。

◎岡山県公安委員会告示第九十九号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、  
次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十七年六月二日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

- 1 トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

日 時	場 所
平成二十七年七月三日(金) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十七年七月六日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十七年七月十三日(月) 午前十時	
平成二十七年七月二十日(月) 午前十時	
平成二十七年七月二十二日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十七年七月二十七日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

平成27年6月2日 岡山県公報 第11690号

午後一時	平成二十七年八月二十九日(月)	倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十七年八月二十七日(木)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十七年八月三十一日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十七年八月二十四日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十七年八月十九日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十七年八月十七日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十七年八月十一日(火)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十七年八月十日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十七年七月二十八日(火)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

2 フィールドトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が五メートルであるものをいう。）

<p>平成二十七年九月七日（月） 午前十時</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>
<p>平成二十七年九月八日（火） 午後一時</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>
<p>平成二十七年九月十四日（月） 午前十時</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>
<p>平成二十七年九月二十一日（月） 午前十時</p>	
<p>平成二十七年九月二十四日（木） 午後一時</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>
<p>平成二十七年九月二十八日（月） 午前十時</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>
<p>日 時</p>	<p>場 所</p>
<p>平成二十七年七月一日（水） 午前九時</p>	<p>真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場</p>
<p>平成二十七年七月三日（金） 午前九時</p>	



平成27年6月2日 岡山県公報 第11690号

<p>平成二十七年七月六日(月) 午前九時</p>	<p>平成二十七年七月八日(水) 午前九時</p>	<p>平成二十七年七月十日(金) 午前九時</p>	<p>平成二十七年七月十三日(月) 午前九時</p>	<p>平成二十七年七月十五日(水) 午前九時</p>	<p>平成二十七年七月十六日(木) 午後一時</p>	<p>平成二十七年七月十七日(金) 午前九時</p>	<p>平成二十七年七月二十二日(水) 午前九時</p>	<p>平成二十七年七月二十四日(金) 午前九時</p>	<p>平成二十七年七月二十七日(月) 午前九時</p>
		<p>備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場</p>		<p>真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場</p>					

平成27年6月2日 岡山県公報 第11690号

<p>平成二十七年七月二十九日(水) 午前九時</p>	<p>平成二十七年七月三十一日(金) 午前九時</p>	<p>平成二十七年八月三日(月) 午前九時</p>	<p>平成二十七年八月五日(水) 午前九時</p>	<p>平成二十七年八月七日(金) 午前九時</p>	<p>平成二十七年八月十七日(月) 午前九時</p>	<p>平成二十七年八月十九日(水) 午前九時</p>	<p>平成二十七年八月二十日(木) 午後一時</p>	<p>平成二十七年八月二十一日(金) 午前九時</p>	<p>平成二十七年八月二十四日(月) 午前九時</p>
<p>備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場</p>			<p>真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場</p>						

平成27年6月2日 岡山県公報 第11690号

午前九時 平成二十七年九月十六日(水)	午前九時 平成二十七年九月十四日(月)	午前九時 平成二十七年九月十一日(金)	午前九時 平成二十七年九月九日(水)	午前九時 平成二十七年九月七日(月)	午前九時 平成二十七年九月四日(金)	午前九時 平成二十七年九月二日(水)	午前九時 平成二十七年八月三十一日(月)	午前九時 平成二十七年八月二十八日(金)	午前九時 平成二十七年八月二十六日(水)

3 スキート射撃（クレイがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

日 時	場 所
平成二十七年七月三日（金） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十七年七月三日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十七年七月十日（金） 午前十時	
平成二十七年七月十七日（金）	

平成二十七年九月十七日（木） 午後一時	備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場
平成二十七年九月十八日（金） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十七年九月二十五日（金） 午前九時	
平成二十七年九月二十八日（月） 午前九時	
平成二十七年九月三十日（水） 午前九時	

平成27年6月2日 岡山県公報 第11690号

午前十時	平成二十七年七月二十二日(水)	岡山県クレール射撃場	岡山市北区御津下田六二九
午前十時	平成二十七年七月二十四日(金)	倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇一
午後一時	平成二十七年七月二十八日(火)	岡山県クレール射撃場	岡山市北区御津下田六二九
午前十時	平成二十七年七月三十一日(金)	倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇一
午前十時	平成二十七年八月七日(金)		
午後一時	平成二十七年八月十一日(火)	岡山県クレール射撃場	岡山市北区御津下田六二九
午前十時	平成二十七年八月十四日(金)	倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇一
午後一時	平成二十七年八月十九日(水)	岡山県クレール射撃場	岡山市北区御津下田六二九
午前十時	平成二十七年八月二十一日(金)	倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇一
午前十時	平成二十七年八月二十七日(木)	岡山県クレール射撃場	岡山市北区御津下田六二九

平成27年6月2日 岡山県公報 第11690号

- 三 受講手続
  - 1 提出書類
    - 所定の様式による受講申込書
  - 2 提出先

午後一時	平成二十七年八月二十八日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山県クレ―射撃場
午後一時	平成二十七年九月二日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十七年九月四日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十七年九月八日(火)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十七年九月十一日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	倉敷国際射撃場
午前十時	平成二十七年九月十八日(金)		
午後一時	平成二十七年九月二十四日(木)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十七年九月二十五日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	倉敷国際射撃場

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日であることを定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

平成27年6月2日 岡山県公報 第11690号

◎岡山県公安委員会告示第百号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、  
次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十七年六月二日

岡山県公安委員会

- 一 使用銃種  
ライフル銃
- 二 講習の日時及び場所

日	時	場	所
平成二十七年七月七日（火）	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十七年七月十四日（火）	午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
平成二十七年七月二十八日（火）	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十七年八月四日（火）	午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
平成二十七年八月二十五日（火）	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十七年九月一日（火）		真庭市仲間一八一六	



午前九時	湯原国際射撃場
平成二十七年九月十五日（火） 午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
平成二十七年九月二十九日（火） 午前九時	

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前（その日が岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

四 受講手数料

一万二千三百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。